

# 令和3年第1回会津若松市

## 農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年1月19日 午後3時30分から
- 2 場所 会津若松市生涯学習総合センター多目的ホール
- 3 委員 農業委員19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 涉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継		
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意		
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 2名

3番委員	本田 武史	6番委員	菅井 洋一		
------	-------	------	-------	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主査	治田 真知子	主事	相澤 俊輔		

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第1回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。  これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。  総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。  また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。  なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。  本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。  また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は16名であります。  それでは只今より会議を開きます。  まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員14番・弓田 秀一委員、農業委員15番・佐々木 隆夫 委員、以上 二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。  提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>日橋地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員11番) 吉田 和明 委員</p>	<p>議案第1号1番について、農業委員11番吉田より、ご報告いたします。  詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。  この案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものです。  調査月日は、1月10日午後1時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第1号2番について、推進委員17番棚木より、ご報告いたします。  詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。  この案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものです。  調査月日は、1月11日午前11時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。  本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>

<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員2番) 多田 善信 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第1号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第2号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。 まず、所有権移転について各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>川南地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>農業委員2番多田より議案第2号所有権移転の1番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、令和2年第13回農業委員会総会において、買入協議の要請を決議し会津若松市長へ要請をしたところ、買入協議の実施が必要と認められたことから、農地中間管理機構の特例事業を活用して福島県農業振興公社へ所有権の移転をするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、令和3年1月5日午後1時30分より、会津若松市役所北会津支所会議室4において、売り手、買受希望農家、公社、農政課、地元農業委員3名、事務局1名出席のもと買入協議を開催し、条件面で合意に達していることを確認しております。 このことについて、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員3番) 長尾 好章 委員</p>	<p>次に、利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p> <p>農業委員3番長尾より議案第2号利用権設定の1番から2番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき1月9日正午より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より3番から5番について説明願います。</p> <p>農業委員14番弓田より議案第2号利用権設定の3番から5番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき1月17日午後1時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>神指地区担当委員より6～8番について説明願います。</p>

(推進委員 5 番) 佐藤 直意 委員	<p>推進委員 5 番佐藤より議案第 2 号利用権設定の 6 番から 8 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>6 番の案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>7 番から 8 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 月 1 0 日午後 3 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>門田地区担当委員より 9 番について説明願います。</p>
(農業委員 18 番) 渡部 政美 委員	<p>農業委員 1 8 番渡部より議案第 2 号利用権設定の 9 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 月 1 5 日午後 5 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>荒井地区担当委員より 10 番から 12 番について説明願います。</p>
(推進委員 12 番) 鈴木 純一 委員	<p>推進委員 1 2 番鈴木より議案第 2 号利用権設定の 1 0 番から 1 2 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 1 番の案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定であり、1 0 番 1 2 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 月 1 5 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>川南地区担当委員より 13 番から 20 番について説明願います。</p>
(農業委員 6 番) 星 富士雄 委員	<p>農業委員 6 番星より議案第 2 号利用権設定の 1 3 番から 2 0 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 3 番から 1 6 番及び 1 8 番から 2 0 番の案件につきましては、農家間における利用権設定であります。</p> <p>1 7 番につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 月 1 5 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>八田地区担当委員より 21 番から 22 番について説明願います。</p>
(農業委員 5 番) 折笠 康裕 委員	<p>農業委員 5 番折笠より議案第 2 号利用権設定の 2 1 番から 2 2 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 月 9 日午前 1 0 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会 長</p> <p>(農業委員 11 番) 吉田 和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 23 番から 27 番について説明願います。</p> <p>農業委員 1 1 番吉田より議案第 2 号利用権設定の 2 3 番から 2 7 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>2 3 番の案件につきましては、農地所有適格法人への利用権設定であり、2 4 番から 2 7 番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 月 1 0 日午前 1 0 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 17 番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 28 番から 29 番について説明願います。</p> <p>推進委員 1 7 番棚木より議案第 2 号利用権設定の 2 8 番から 2 9 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>2 8 番の案件につきましては、一般法人に対する利用権設定であり、2 9 番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 月 1 1 日午前 1 1 時 3 0 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 2 号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 2 号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 5 番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告いたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、①隣接する土地との境界を明確にしてください。②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。⑤隣接地を含め、土地の一体的利用が1,000㎡を超え、建築物の建築を目的として造成を行う場合は、開発管理課と協議を行ってください。との意見が付されております。</p> <p>次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、1番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。④隣接地を含め、土地の一体的利用が1,000㎡を超え、建築物の建築を目的として造成を行う場合は、開発管理課と協議を行ってください。との意見が付されております。</p> <p>また、2番には①建築物の建築を行う際には、事前に開発管理課開発グループと協議を行ってください。との意見が付されています。</p> <p>以上報告でございます。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>(午後4時 閉会を宣言する。)</p>
------------	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年1月21日

会津若松市農業委員会 会長

14番農業委員

15番農業委員